

新地町特定環境保全公共下水道施設維持管理業務委託  
(複数年)

業務要求水準及び業務内容書

令和7年10月

新 地 町

この要求水準書は、新地町（以下「発注者」という。）が実施する、新地町特定環境保全公共下水道施設維持管理業務委託（複数年）（以下「受注者」という。）の、募集及び選定の手続き等を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して以下「設計図書」という。）。

- ①募集説明書
- ②一般仕様書
- ③特記仕様書
- ④提案評価基準
- ⑤様式集

参加者は、設計図書の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

## 目次

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 第1条. 業務要求水準.....               | 1 |
| 第2条. 基本的水準.....                | 1 |
| 第3条. 運転管理業務の要求水準及び業務内容.....    | 1 |
| 3.1. 運転監視業務.....               | 1 |
| 3.1.1. 水量・水質の把握.....           | 1 |
| 3.1.2. 汚泥処理設備の運転.....          | 2 |
| 3.1.3. 日常点検など.....             | 2 |
| 3.2. 水質管理業務.....               | 3 |
| 3.2.1. 水処理工程の水質管理.....         | 3 |
| 3.2.2. 法定水質分析業務.....           | 3 |
| 3.3. 調達管理業務.....               | 3 |
| 3.3.1. 水道、ガスの管理.....           | 3 |
| 3.3.2. 電力の管理.....              | 3 |
| 3.3.3. 通信の管理.....              | 3 |
| 3.3.4. 薬品類、燃料、その他消耗品等調達管理..... | 3 |
| 3.4. 文書管理業務.....               | 4 |
| 3.5. 保安全管理業務.....              | 4 |
| 第4条. 保安全管理業務の要求水準及び業務内容….....  | 4 |
| 4.1. 保守点検業務.....               | 4 |
| 4.1.1. 建築設備保守点検.....           | 4 |
| 4.1.2. 機械、電気、計装設備保守点検.....     | 4 |
| 4.1.3. 消耗品、備品類の調達管理.....       | 4 |
| 4.2. 補修業務.....                 | 4 |
| 第5条. その他業務要求水準及び業務内容.....      | 5 |
| 5.1. 衛生業務.....                 | 5 |
| 5.2. 環境整備業務.....               | 5 |
| 5.3. 廃棄物管理業務.....              | 5 |
| 5.4. 汚泥搬出業務.....               | 5 |
| 5.5. 見学者対応業務.....              | 5 |
| 5.6. 安全衛生業務.....               | 6 |
| 5.7. 災害及び緊急時対応業務.....          | 6 |

## 第1条. 業務要求水準

業務要求水準とは、本業務を実施する上で、受注者が最低限度満たすべき要件であり、その具体的手法は受注者の提案によるものである。

## 第2条. 基本的水準

- ①受注者は、業務の履行に必要とする関係法令その他書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行すること。受注者は、設備の構造動作特性管理状況及び諸能を熟知し日常はもちろん、故障時において迅速かつ適切処置できるよう準備すること。
- ②業務期間終了時、特記仕様書別紙-1 に記す特定環境保全公共下水道施設（以下「浄化センター等」という。）が、通常の施設運営を行うことできる機能を有し、（発注者が実施中、若しくは改築更新良計画中の施設を除く）著しい損傷（機能の喪失）がない状態で、発注者に引渡しが行えるよう適切な保守管理を行うこと。
- ③受注者は、一般仕様書に定める業務計画に、運転管理業務、施設管理業務、その他業務に必要な事項を定め発注者に提出すること。

## 第3条. 運転管理業務の要求水準及び業務内容

### 3.1. 運転監視業務

#### 3.1.1. 水量・水質の把握

##### ①新地町特定環境保全公共下水道施設維持管理業務

下水の量及び質に応じた処理を行い、工程把握すること。

放流水質における法定水準は表 3-1 を参照。

また、流入水の想定値と要求水準は表 3-2 から表 3-5 を参照。

この主要設置機器を特記仕様書別紙-2 に示す。

##### (ア)法定水準

法定水準は下水道法、水質防止汚濁法で定める許容上限値＝放流水水質基準で、遵守しなければならないものであり、本契約では次の項目について設定する。なお、法定水準が達成できないときはペナルティを科すことがある。

表 3-1 法定水準

| 設定項目      | 法定水準          | 設定の根拠                  |
|-----------|---------------|------------------------|
| 放流水 BOD   | 15mg/L        | 下水道法施行令第 6 条 1 項       |
| 放流水 SS    | 40mg/L        | 下水道法施行令第 6 条 1 項       |
| 放流水 pH    | 5.8～8.6       | 下水道法施行令第 6 条 1 項       |
| 放流水 大腸菌数  | 800 以下 CFU/ml | 水質汚濁防止法                |
| 放流水 窒素含有量 | 120mg/L       | 水質汚濁防止法                |
| 放流水 リン含有量 | 16mg/L        | 水質汚濁防止法                |
| 脱水ケーキ含水率  | 85.0%以下       | 下水道法施行令第 13 条の 3 第 3 項 |

(イ) 流入水の想定値と要求水準まとめ

流入水の想定値と要求水準のまとめについては下表に示すとおりである。

表 3-2 処理場流入水量想定値

|        | 年間量                       | 日量                      |
|--------|---------------------------|-------------------------|
| 年間総水量  | 350,000 m <sup>3</sup> /年 | -                       |
| 日最大汚水量 | -                         | 1,300 m <sup>3</sup> /日 |

表 3-3 処理場流入水質想定値

|            |         |
|------------|---------|
| BOD 濃度年間平均 | 330mg/L |
| SS 濃度年間平均  | 200mg/L |

表 3-4 要求水準

| 項 目       | 要求水準          |
|-----------|---------------|
| 放流水 BOD   | 10mg/L        |
| 放流水 SS    | 10mg/L        |
| 放流水 pH    | 5.8～8.6       |
| 放流水 大腸菌数  | 800 以下 CFU/ml |
| 放流水 窒素含有量 | 120mg/L       |
| 放流水 リン含有量 | 16mg/L 以下     |
| 脱水ケーキ含水率  | 84.0%以下       |

※脱水ケーキ含水率は 1.0%法定水準より低くしている。

また、放流水の BOD 値及び SS 値も法定水準より低い値で設定している。

3.1.2. 汚泥処理設備の運転

下水の処理によって生じた汚泥を濃縮・脱水処理すること。

汚泥処理に係る運転の要求水準は、運営期間を通じて表 3-5 が適用される。

表 3-5 汚泥処理運転の要求水準

|      |         |
|------|---------|
| 要求水準 | 84.0%以下 |
|------|---------|

※脱水ケーキ含水率は過去実績値から 1.0%法定水準より低くしている。

3.1.3. 日常点検など

浄化センター等の運転状況及び設備機器異常の早期発見に努め、各設備機器等が有している機能を正常に発揮するように日常点検等を実施する。日常点検は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定め適宜に実施すること。日常点検等にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器指示値等に注意すること。

また、浄化センター等における硫化水素の値について、継続的な調査を実施し、点検時に異常が発見された場合、発注者へ報告すること。

### 3.2. 水質管理業務

#### 3.2.1. 水処理工程の水質管理

流入水の水質変化に対応した運転管理を行うとともに、運転管理上で必要となる水質分析、汚泥分析、ケーキ含水率などの測定の実施及び解析を行い、処理水質等の水質管理、処理機能等の管理に努めること。年間業務計画書に水質検査項目、検査頻度等を設定した水質管理計画を添付し、発注者の承認を得ること。

#### 3.2.2. 法定水質分析業務

下水道法、水質汚濁防止等に定められている項目について、特記仕様書別紙-3に示す通り検査を実施すると共に計量証明書添付し、検査結果の評価・報告管理行うこと。

### 3.3. 調達管理業務

光熱水や薬品等の物品調達においては、適切な品質、規格のものとし、水質汚泥に悪影響を与えず、施設等の設備、機器を劣化させないものを使用することとする。特に薬品については保管場所に施錠するなどにより、適切な管理を行うこと。

#### 3.3.1. 水道、ガスの管理

浄化センター等の運転管理に必要となる水道、ガスの使用量の管理を行うこと。

#### 3.3.2. 電力の管理

浄化センター・マンホールポンプ場等の運転管理を行うために必要となる、電力使用量及びピーク時の管理を行い、使用量の時間的な差異を抑制し平準化に努めること。

#### 3.3.3. 通信の管理

浄化センター等の運転管理を行うために必要となる電話料及び、通信回線等の異常が発見された場合は、発注者へ報告をすること。（※MP警報多数の場合を指す。）

新たな電話回線やインターネットの引込み等、既存設備以外の設置又は導入が必要なユーティリティについては、受注者自らの費用負担により設置又は導入可能とする。  
施設内の監視システムに支障のないよう、適切な管理を行うこと。

インターネット回線などネットワーク利用に関しては、第三者へ情報漏洩等が発生しないよう適切に運用を行うこと。

#### 3.3.4. 薬品類、燃料その他消耗等調達管理

浄化センター等の運転管理を行うために必要となる薬品類、燃料等の運転を良好に行うために、必要な全て消耗品等調達、受入対応、数量、品質、使用量及び在庫量などの管理を行うこと。

### 3.4. 文書管理業務

- ①浄化センター等の運転・維持管等を良好に行う上で必要となる図書を保管し、これら毀損、滅失がないよう適切に保管すること。また、発注者の指示に従い必要な修正、追録、廃棄を行うこと。
- ②運転、水質管理、保守点検、補修その他の業務に関するデータ等を記録し保管すること。また、発注者に提示若しくは提出する各報告書の作成と報告を行うこと。
- ③受注者は、日常点検、定期点検等の維持管理記録、修繕記録、改築・更新記録、水質検査結果等の一切の記録を、発注者が指定する設備台帳等にデータを登録すること。
- ④本業務の運営に係るデータの項目、記録の方法等については、業務開始に先立つ計画書の中に明示し、発注者及び受注者協議の上、決定するものとする。

### 3.5. 保安全管理業務

受注者は、浄化センター等における第三者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために、巡回時の門扉や出入口の施錠確認、入出場者管理を行うなど、施設の保安管理に必要な対応を行うこと。なお、セキュリティ費用については発注者が負担する。

## 第4条. 保安全管理業務の要求水準及び業務内容

### 4.1. 保守点検業務

#### 4.1.1. 建築設備保守点検

浄化センター等の建築設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うこと。また、点検等で異常あるいは毀損等を発見した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、適正な処置を講じること。

#### 4.1.2. 機械、電気、計装設備保守点検

機械、電気、計装設備は何らかの故障や事故が発生すると施設全体を停止させるような事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、浄化センター等のシステム全体を熟知し保守点検を行うこと。また、点検等で異常あるいは毀損等を発見した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、適正な処置を講じること。

この外、浄化センター等で必要とする自家用電気工作物、消防設備、地下重油タンク等の法定点検、クレーン等の自主点検等、これら全ては発注者の負担で行う。

#### 4.1.3. 消耗品、備品類の調達管理

浄化センター等の保安全管理を行うために必要となる安全衛生器具、簡易な補修修繕に用いる潤滑油類、塗料、汎用の補修材料、事務機器及び衛生用品や掃除用具等の備品・消耗品について、調達を行い適切な管理を行うこと。なお、費用についても受注者の負担により実施すること。

### 4.2. 補修業務

当該施設ならびに設備の機能が正常に発揮・維持できるよう、適切に補修を実施すること。ま

た、補修に使用する部品等は、仕様変更による性能低下とならないように実施すること。

- ①突発的に生じた設備等の故障、不良、破損などが生じた場合は、速やかに補修などを実施し、その機能の回復を図ること（補修には取替を含む）。

なお、受注者は、突発補修実施の際には、事前に当該突発補修内容の見積書を発注者に提出し、その承諾を得て修繕実施を可とする。

ただし、緊急時や、やむを得ない場合は、当該突発補修実施後に、当該突発修繕の内容・費用を発注者に提出すること。

また、費用には運営期間終了時に施設の経年劣化等による原状回復のための補修を含むものとする。

- ②突発補修に係る内容・費用等については、これを記録すること。なお、データの項目、記録の方法等については、業務開始に先立つ計画書の中に明示し、発注者と協議の上決定するものとする。

## 第5条. その他業務の要求水準及び業務内容

### 5.1. 衛生業務

水処理及び汚泥処理に設置されている水槽、タンク等は、その機能に支障がなく、衛生的に使用できるように定期的に巡回し、補修、清掃等が必要と判断した場合は、発注者へ協議すること。

また、現場にて簡易補修可能であった場合、補修すること。

### 5.2. 環境整備業務

業務の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、業務に使用する建物内は日常的な簡易清掃を励行し、清潔に保持すること。

### 5.3. 廃棄物管理業務

浄化センター等から発生する産業廃棄物の管理（運搬及び処分を含む）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、浄化センター等の運転に支障をきたすことのないように管理すること。また、悪臭発生が発生した際において、周辺環境への影響がないよう適正に管理すること。また、その場合の対処は発注者と協議する。

### 5.4. 汚泥搬出業務

受注者は汚泥等の搬出の際には、新地町が別途契約する汚泥運搬業者と連絡調整を行った上で搬出すること。その他必要な清掃点検整備、薬品の管理、報告書作成、その他必要な業務を実施すること。

### 5.5. 見学者対応業務

受注した業務範囲の中で、施設見学などで浄化センター等の解説をし、汚水浄化のシステムを理解していただく。なお、当該業務を実施するにあたり、町に協力して業務を行うこと。当該施設が、この汚水浄化システムに関っていることを認識してもらう手伝いを行うこと。

#### 5.6. 安全衛生業務

受注者は、安全衛生管理及び安全活動を推進すること。また、災害の原因である危険を排除することに努め、排除できない危険については保護具等で危険ゼロを確保し、作業手順を全員が遵守してミスやエラーを予防すること。

#### 5.7. 災害及び緊急時対応業務

災害や事故、機器故障の発生などが発生した際、現場にて一次対応を行い、応急措置を講じ被害を最小限に抑えけるとともに、緊急時対応計画書に基づき、初期対応、連絡、原因調査、修繕依頼、支援依頼、復旧対応等を発注者に協力すること。また、災害や事故発生時等において、速やかに対応できる体制を構築すること。

受注者は、大雨、台風、地震、その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化及び機器異常）等の緊急事態に備え、原則、1時間以内に従業員を非常招集できる体制を確保しなければならない。なお、非常招集等の詳細は、緊急時対応計画書に記載するものとする。

なお、緊急時対応計画書作成においては、発注者が作成した「新地町地域防災計画」、「新地町下水道 BCP」などの防災計画と整合を図ること。